

〔商品概要説明書〕

通 知 預 金

(平成 24 年 10 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期 間	・「据置期間」7日間以上
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・一括して払い戻しします。 (解約日の2日前までに払戻の通知が必要です。)
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括してお支払します。 ・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	・法人…総合課税 ・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間に受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のもものはマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間満了前の解約については、解約日現在の普通預金利率によって利息計算を行います。
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>をご利用ください。</p> <p>【窓口：那須信用組合総務部】 0287-36-1230</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意してお</p>

	<p>りますのでお申し付けいただくか、<u>当組合ホームページ</u>をご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.12.ocn.ne.jp/~nasushin/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記那須信用組合総務部または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>